

【資料編】

○ 第2次函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」、平成9年の「障害者に関する新函館市行動計画」、平成18年の「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」により、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもとに「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進してきました。

この間、障がい者施策は大きく変化し、平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、これまで障がいの種別ごとに提供されていた障がい福祉サービス等が、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

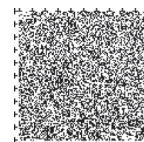
また、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行うことを明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

さらに、国においては、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

「第2次函館市障がい者基本計画」は、障がい児・者を対象として実施した実態調査により、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの把握に努め、国の「障害者基本計画」や北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」を踏まえつつ、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者施策の推進方向を示す計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」、「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。



3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10か年とします。なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

第3 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

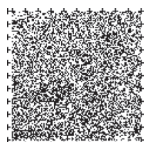
障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実に努めるとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

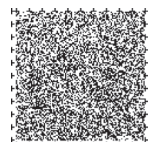
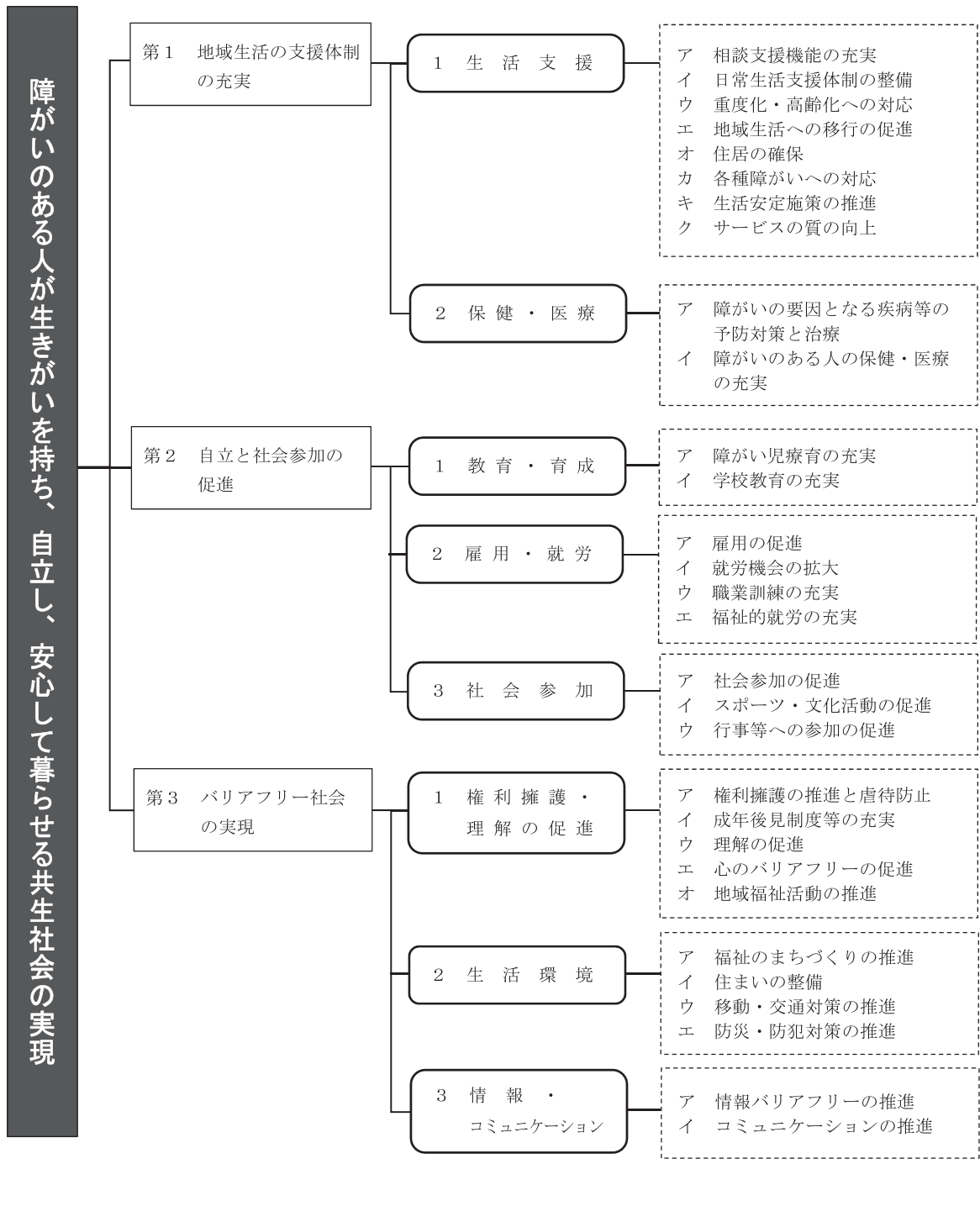


3 施策の体系

【基本理念】 【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】



○ 第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）

I 第2次函館市障がい者基本計画策定の基本理念

「第2次函館市障がい者基本計画」（以下「計画」という。）は、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間の計画期間として、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいをもち、自立し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」をめざして、平成27年度(2015年度)に策定しました。

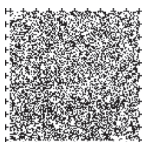
II 後期推進指針作成の趣旨

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えずに「障害者総合支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活する全ての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築をめざす市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進するため、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを期間とする後期推進指針を作成するものであります。

III 後期推進指針の視点

後期推進指針については、計画における「（1）地域生活の支援体制の充実」、「（2）自立と社会参加の促進」および「（3）バリアフリー社会の実現」の基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組状況から課題を捉えた上で、次の視点で各種施策を推進していきます。

（「次の視点」については、「第4 第6期計画における重点的な取組」（「第6期函館市障がい福祉計画」本稿15～17頁）と同内容のため省略）



○ 令和元年度 障がい児・者実態調査

I 調査の概要

1 調査の目的

第2次函館市障がい者基本計画および第5期函館市障がい福祉計画の進捗管理や評価のほか、令和2年度(2020年度)に予定している第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針および第6期函館市障がい福祉計画の策定に向けて、障がいのある人や家族などを対象として、日常生活や福祉サービスの利用状況、ニーズなどを把握し、施策の推進を図る目的で実施しました。

2 調査対象

函館市内に居住する方で、身体障害者更生指導台帳および知的障害者更生指導台帳に記載されている者ならびに精神障害者保健福祉手帳受給者および指定難病医療受給者証受給者から障がいの種別や年齢などを考慮しながら、無作為に抽出しました。抽出された方の家族や介護人等も対象となります。

3 調査期間

基準日を令和元年8月1日とし、令和元年8月1日から8月31日までの期間で実施しました。

4 調査方法

調査票は、郵送により配付し、視覚障がい者には拡大版の調査票を送付し、希望する方には点字版・録音版の調査票を送付する旨の案内(点字版)を同封しました。

調査の回答については、プライバシー保護の観点から無記名による記入とし、調査票の送付の際に同封した返信用封筒にて、郵送により回収しました。

障がいのある本人用の調査票は、原則として本人が記入することとしましたが、対象者の障がいの状況や年齢などにより記入ができない場合は、家族などの代筆によることとしました。代筆する際には、調査票に本人との関係について記入してもらうこととしました。

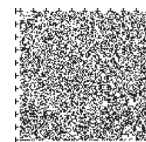
5 回収結果

(単位：人，%)

区 分	総 数	対象者数	回答者数	回答率
身体障がい児・者	13,345	1,000	382	38.2
知的障がい児・者	2,615	1,000	351	35.1
精神障がい児・者	2,396	1,000	369	36.9
難 病 患 者	1,869	1,000	342	34.2
合 計	20,225	4,000	1,444	36.1

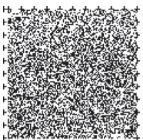
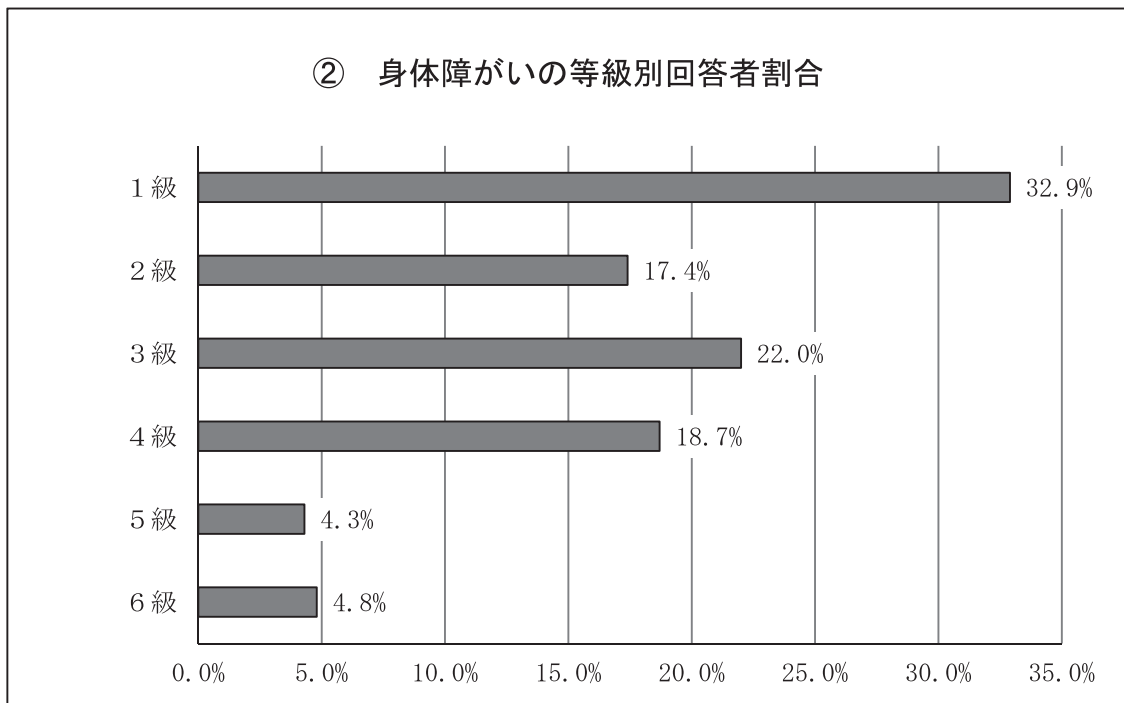
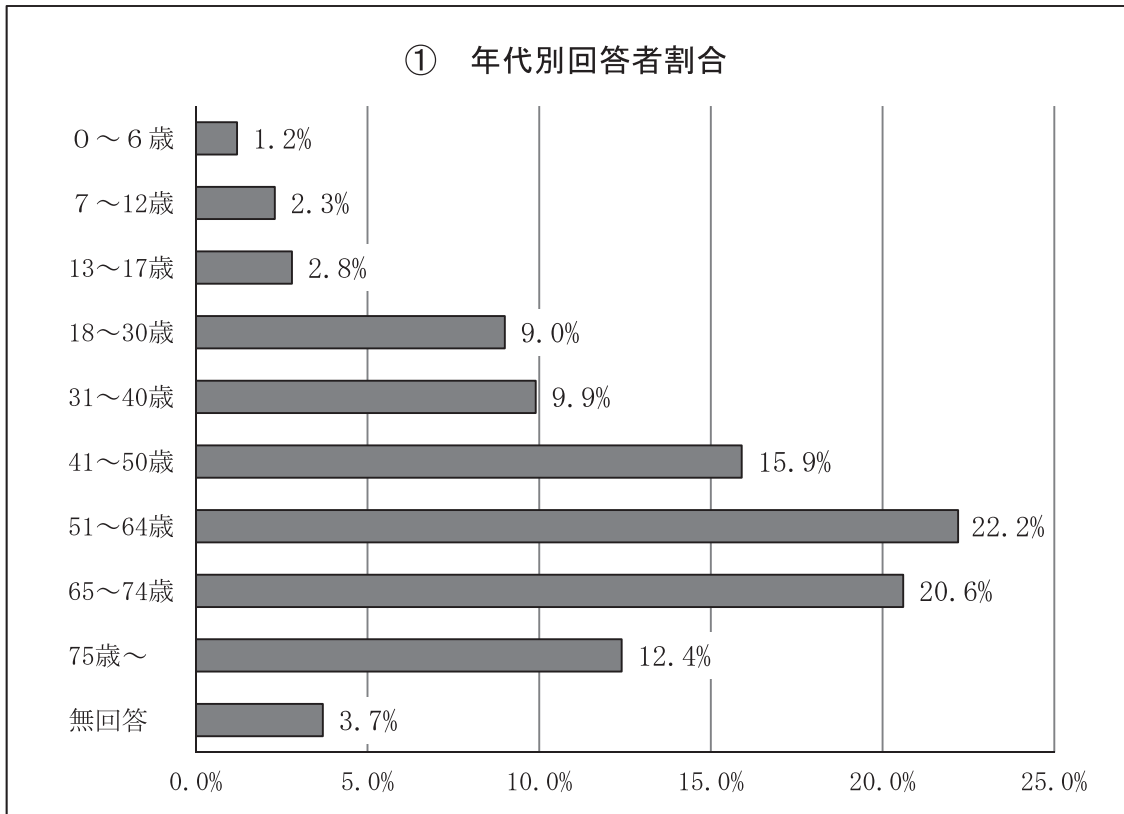
※ 障がい者数は、平成31年(2019年)4月1日現在

※ 難病患者は、障害者総合支援法の対象疾患の指定難病医療受給者証の受給者

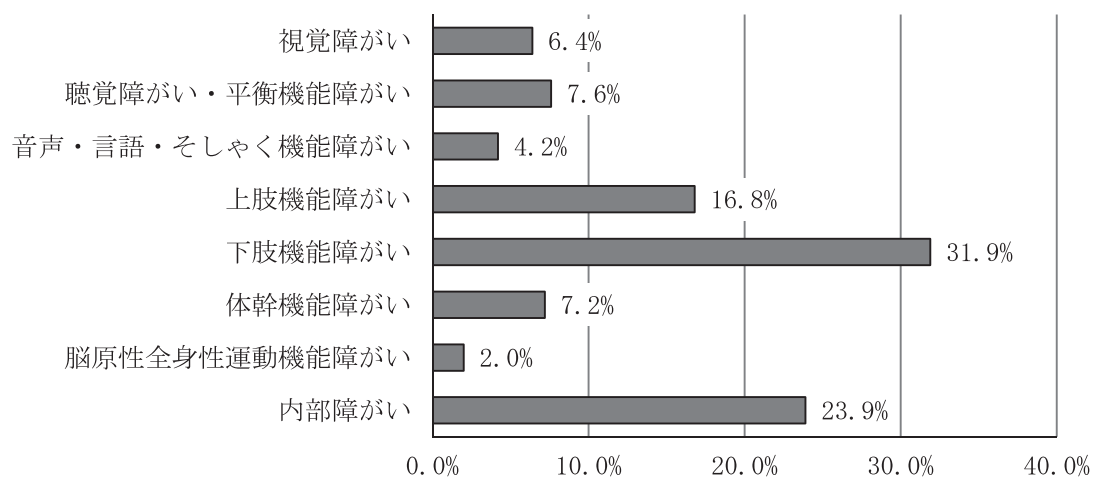


Ⅱ 調査結果の概要

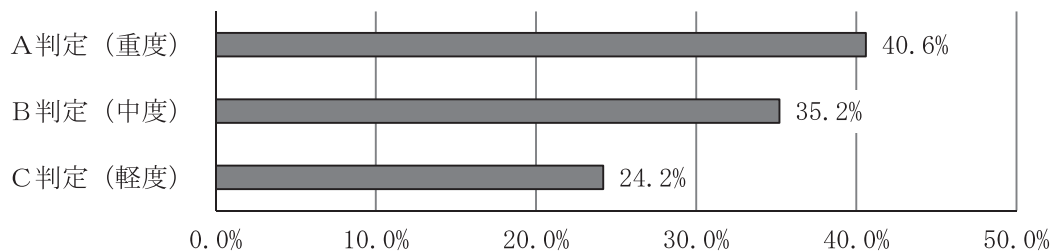
1 基本属性



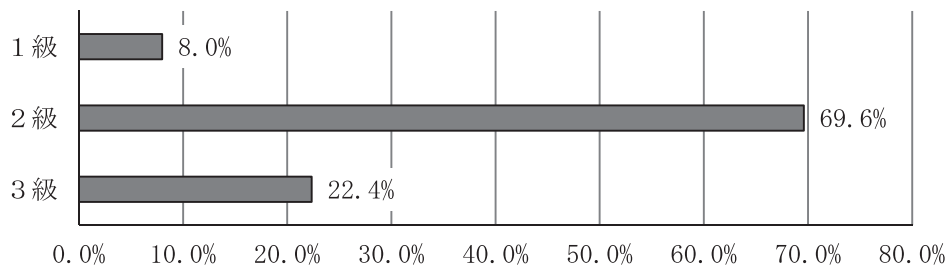
③ 身体障がい別回答者割合



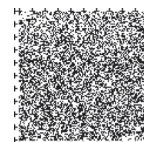
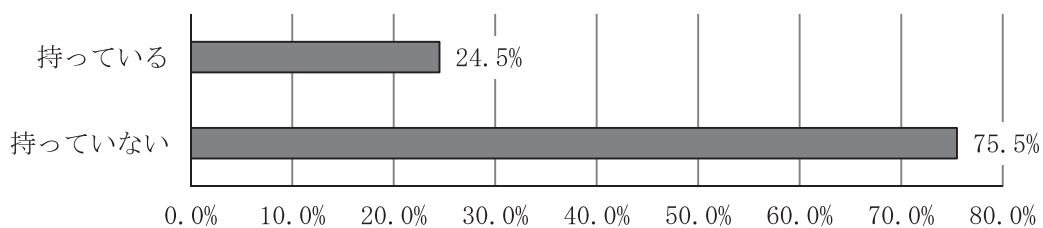
④ 知的障がい判定別回答者割合



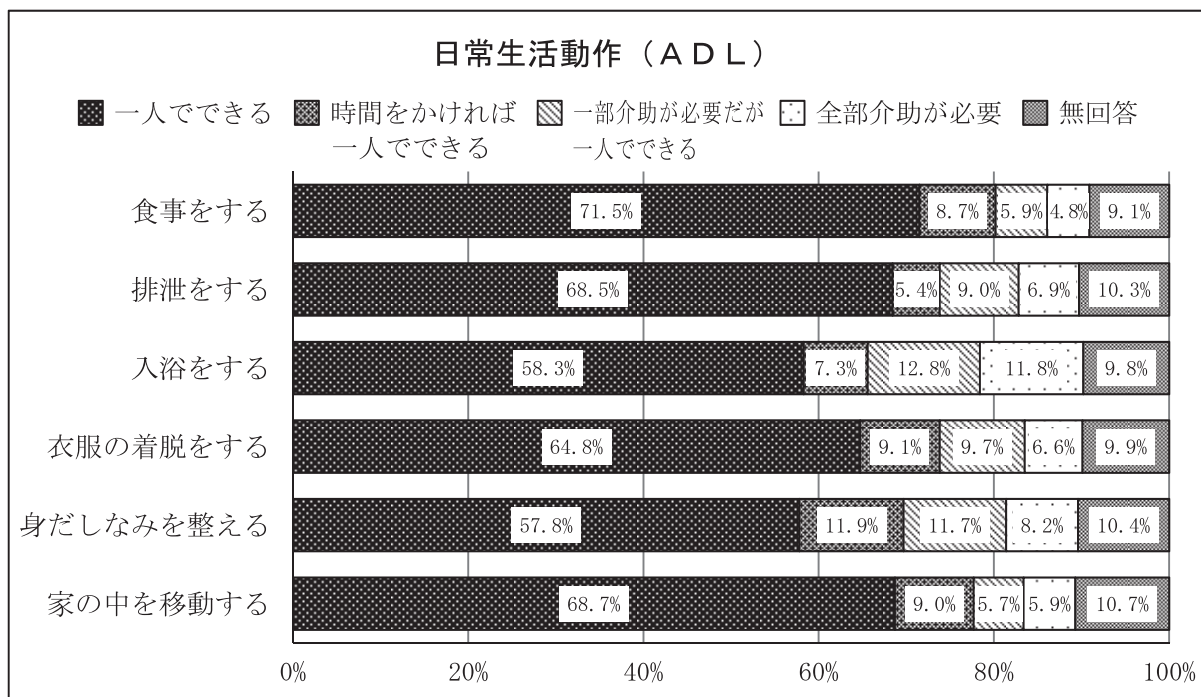
⑤ 精神障がい等級別回答者割合



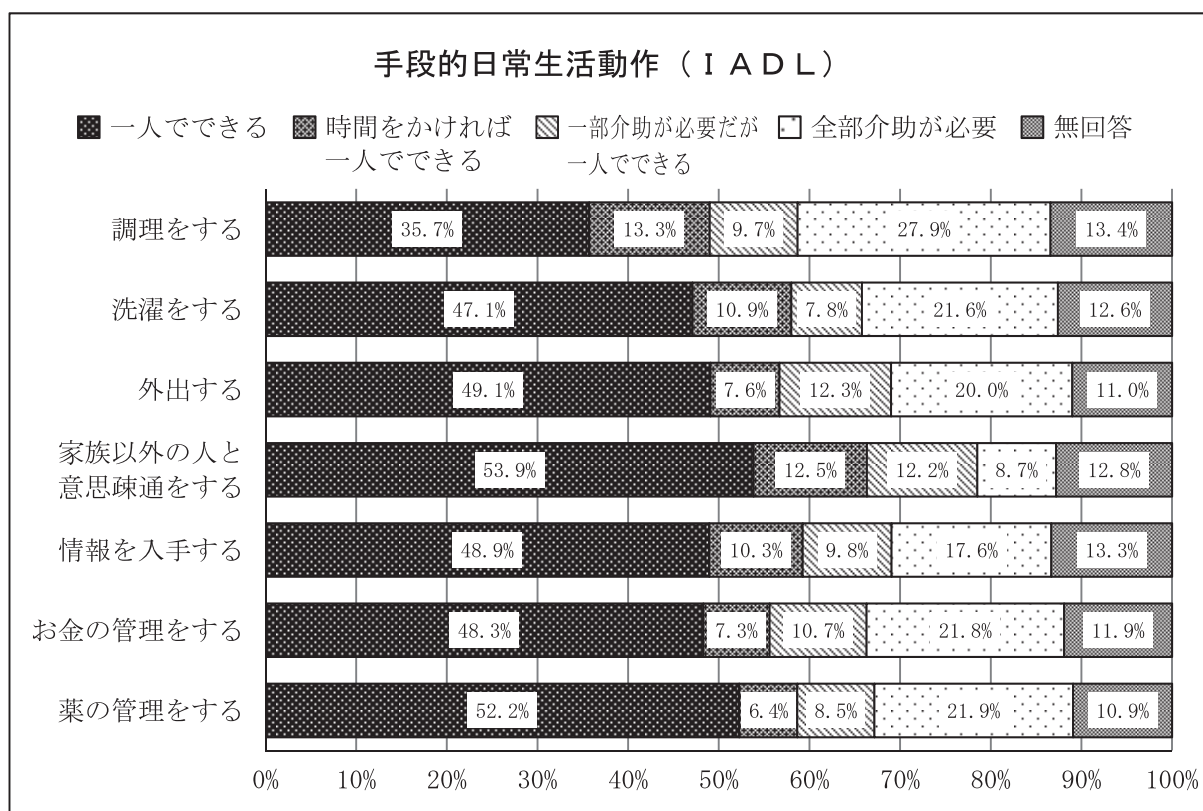
⑥ 特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患治療研究事業給付受給者証の有無割合



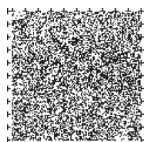
2 日常生活動作（ADL）と手段的日常生活動作（IADL）



【日常生活動作（ADL）】：毎日の生活をする上で必要な最低限の基本動作のことを言います。



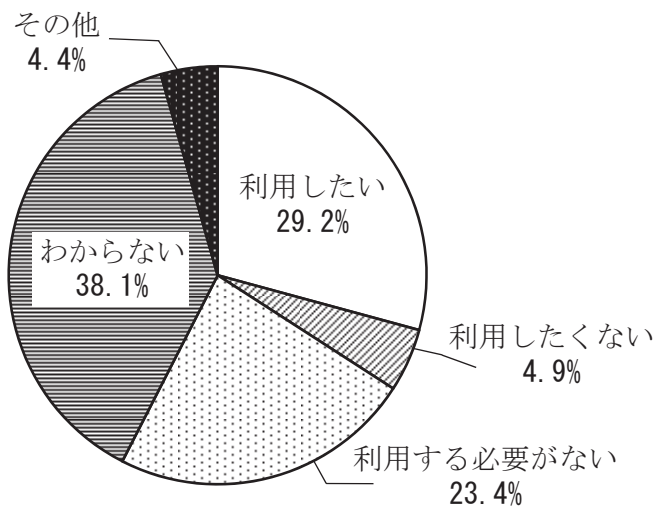
【手段的日常生活動作（IADL）】：ADLよりも複雑で高次な、自立するために必要な生活上の動作のことを言います。



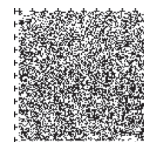
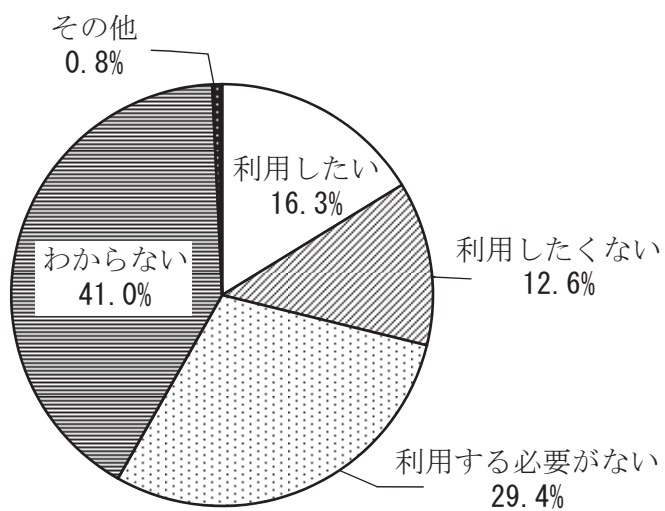
3 障がい福祉サービス等の利用希望

① 訪問系サービス

家事援助，身体介護，通院等介助，通院等乗降介助，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援

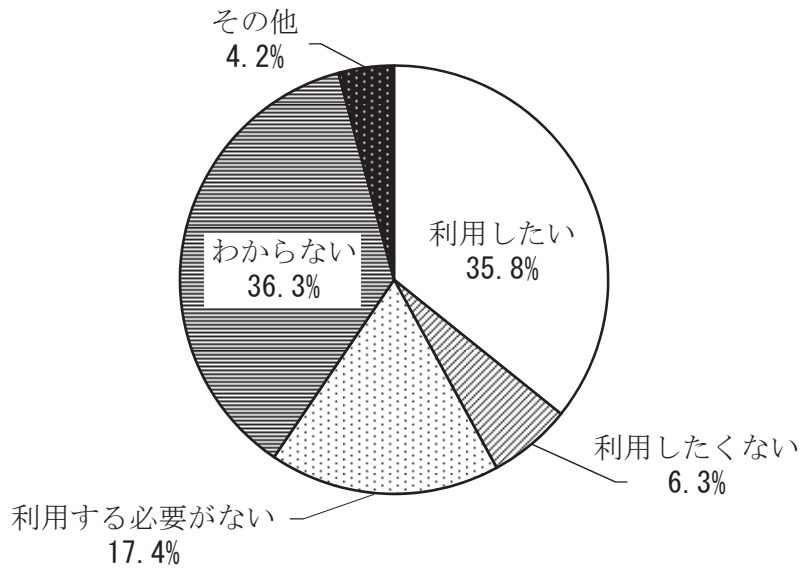


② 短期入所



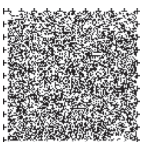
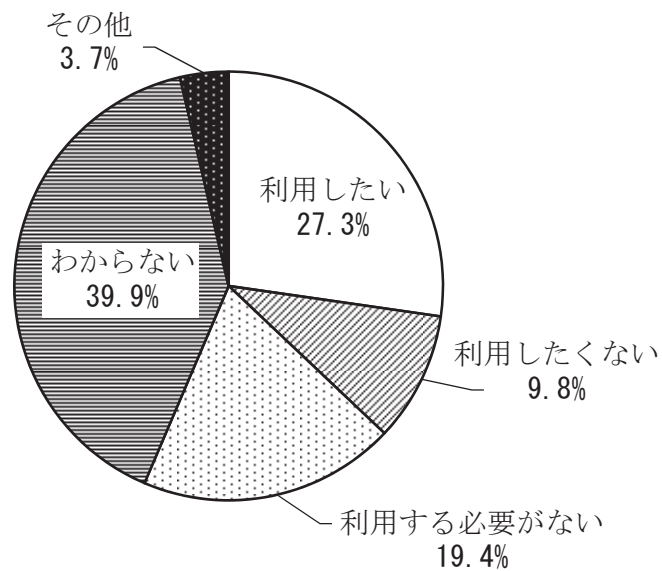
③ 日中活動系サービス

生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），
就労移行支援，就労継続支援（A型・B型），就労定着支援，
地域活動支援センター



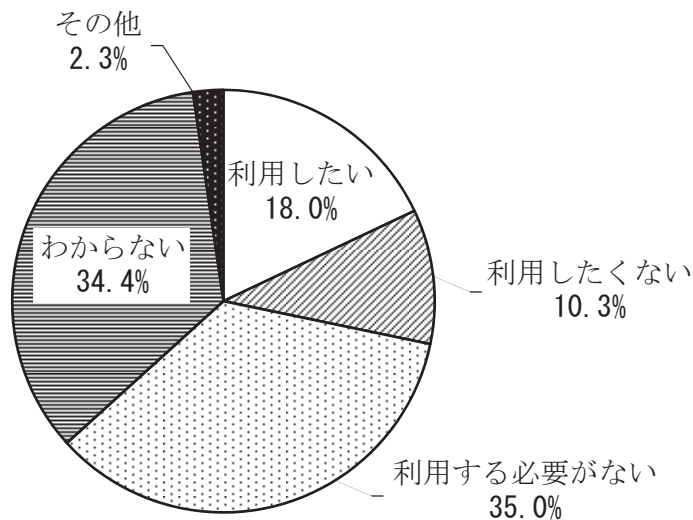
④ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム），施設入所支援，自立生活援助



⑤ 障がい児通所等サービス

児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問，
医療型児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援，
福祉型児童入所支援，医療型児童入所支援



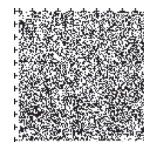
4 主な自由記載について

「障がいのある人やその家族などが住みよい函館にするために取り組んでほしいことはありますか。また，そのほかに何かご意見，ご要望はありますか。」という問いに対する回答 377件を次のとおりまとめました。

(※ 表現が伝わりにくいところについて，編集を加えております。)

(1) 相談窓口や手続窓口での対応等に対する提言，意見，苦情など…21件

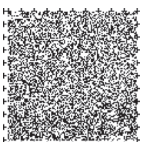
- 介護認定は，1～3年で見直しがありますか。障害者手帳は一度発行されると，その後見直しがされず，役所に相談しても納得のいく答えが返ってきません。
- (仕方ないことなのかもしれませんが，) 役所関係の方にも病気や障がいへの理解が薄いように思えることがあります。特に，精神障がいや発達障がいはぱっと見ではわからないことも多いので，元気そう，ふつうに見えると思われがちなのですが，実は困っていることも多いです。できれば，障がいについて知っておいていただければと思います。障がいのある人が，ある種の援助を受けている人のプライバシーをなるべく尊重してほしいです。(以前，こちらのプライベートなこと(交友関係など)に口を突っ込んできたりしてきたケースワーカーさんがおられて，申し訳ないのですが，すごく嫌な思いをしました。)
障がいのある人が住みやすい街は，そうでない人たちにとっても住みやすい街だと思います。



- 障がいがありますが健常に近い状態で、就職や社会生活において困ることが多いです。一般社会の中で働くことはできますが、この先、自立していくためにはどうしたらいいのかと不安になることが多いです。そうした不安を相談できる窓口があれば大変助かりますし、心強いです。
- 今はまだ介護の必要はないと思っているが、これからはわからない。もし、必要になったとき、相談に乗ってくれる方がいれば心休まります。

(2) 障がい福祉制度やマイナンバー制度等の制度に対する提言、意見、苦情など… 115件

- 障がい（下肢）の程度が軽い方なので、受けられるサービスは少ないのですが、日頃から不自由に思っている点があります。私には小さい子どもがいますが、下肢不自由な私には抱っこして外出することができないので、急に病気になったときなど、いつも家族に都合をつけてもらっています。しかし、もし、そばに頼れる人がいなかったと思うと不安です。母親が障がい者だった場合、障がい者本人へのサービスだけでなく、子育て支援もあればなあと思います。
函館もそうですが、雪国の場合、冬期は路面が悪くなり、外出が困難になります。冬期だけでもいいので、等級の幅を広げて外出補助や補助用品の利用のサービスが欲しいです。
- ・ 電車・バスの助成金額上限の撤廃
・ タクシー割引を利用できることの更なる周知
・ 病気であることを公にしなかったことでハローワークの書類選考で落とされることはなかったのに、みどりの窓口コーナーを通すようになってからことごとく落とされる。（個人情報の漏洩が心配）
- バス、市電助成について、働いている人も無料にしてほしい。
- 介護タクシーの使用の範囲を広げてほしいです。今は通院と役所への訪問くらいで不満です。一般のタクシーでも使用できる半額券などあると便利かと思います。
桔梗駅（JR）のバリアフリー化、エレベーター増設などを希望します。
障がい者専用のトイレを、多目的ではなく、障がい者専用にしてほしいです。一般の方が使用してしまうと大変困ります。
- 季節や天候に関係なく障がい者が歩行訓練できる施設があれば良いなと思います。



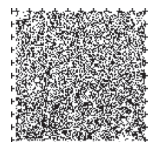
(3) 障がい者への配慮，理解，障がいに対する理解，地域住民の理解等への意見など… 152件

- ・ 車いす対応の道路にしてもらいたいですね。
 - ・ 障がい者の会社ですが，視覚障がい者，肢体障がい者の2人。冬の雪かきは無理なので除雪車を入れてほしいのですが，対象外と言われました。冬の除雪は大変です。
- 冬期の除雪の充実・自宅周辺の除雪援助
- バス停のバス乗降口周囲の除雪，生活道路の除雪（歩道も含めて）特に下肢障がい者は転倒の可能性があるため，冬期間は除雪不十分な場所を歩行するときなど，不安が大きいです。改善をお願いします。
- 「障がい福祉のしおり」を毎年度発行しているのであれば，送付してほしい。
- ・ 歩道の凹凸の整備
 - ・ 手話言語条例の制定（北斗市では制定されたのに，函館市では取り組んでいないのはおかしいと思う。）
 - ・ 電車・バス停の増設（今更ですが，「3番」電車がなくなりとても不便）
- 外出先での不便についての設問に関して，そもそもエレベーター等の設備が整っていないところは避けて外出している。外出先の選択の幅が広がれば良いと思う。

外出先に向かうまでの交通手段について，もっと安価に使えるものも検討してほしい。

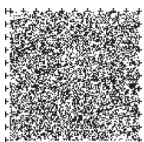
その他，

- ・ アンケート調査に関する提言，意見，苦言など……………27件
- ・ 通院，医療費，意思疎通に関する意見など……………23件
- ・ 障がい者雇用等，仕事に関する意見など……………17件
- ・ 年金制度等の収入に関する提言，意見，苦言など………10件
- ・ 親亡き後の将来への不安等に対する意見など…………… 7件
- ・ 社会参加，移動支援等に関する意見など…………… 5件



○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
令和元年6月25日	・令和元年度 第1回 障がい者計画策定推進委員会開催 【令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査について、ほか】
8月1日	・「令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査」の実施
11月26日	・令和元年度 第2回 障がい者計画策定推進委員会開催 【令和元年度（2019年度）障がい児・者実態調査の結果について、ほか】
令和2年2月13日	・令和元年度 第3回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉計画に係るサービス等の進捗状況について、ほか】
6月25日	・令和2年度 第1回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第6期函館市障がい福祉計画の策定について、ほか】
9月2日	・令和2年度 第2回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉サービス等の現状について、ほか】
9月30日	・令和2年度 第3回 障がい者計画策定推進委員会開催 【令和5年度の成果目標について、障がい福祉サービス等のサービス量の見込みについて、ほか】
10月29日	・令和2年度 第4回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第6期函館市障がい福祉計画（たたき台）についての協議、ほか】
12月11日	・令和2年度 第5回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第6期函館市障がい福祉計画（たたき台）についての協議（継続）、第2次函館市障がい者基本計画（たたき台）についての協議、ほか】
令和3年1月15日	・政策会議に計画 素案（案）の報告、協議
2月12日	・計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施（計画（素案）を本庁・支所で配布し、市ホームページに掲載）
2月24日	・令和2年度 第6回 障がい者計画策定推進委員会開催 【計画（素案）の報告、ほか】
3月12日	・市議会民生常任委員会に計画（素案）の報告・協議
3月下旬	・市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告 ・パブリックコメントの実施結果の公表



○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち1人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

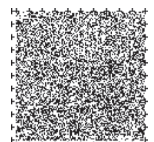
第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



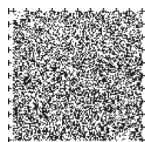
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

(令和3年7月30日現在)

[五十音順]

氏名	所属団体等
大山 茂	函館市ボランティア連絡協議会
加藤 善富	函館公共職業安定所
亀井 信子	函館市社会福祉協議会
○ 河村 吉造	函館地域障害者自立支援協議会
川村 和加子	函館精神障害者家族会愛泉会
小西 宏明	函館市医師会
近藤 良一	一般公募
◎ 佐藤 秀臣	函館市身体障害者福祉団体連合会
島 信一郎	函館市身体障害者福祉団体連合会
相馬 ミエ子	函館手をつなぐ親の会
永澤 和枝	函館市民生児童委員連合会
西口 昌司	函館特別支援教育研究会
野澤 朝子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会
廣畑 圭介	北海道教育大学教育学部函館校
松田 由美子	北海道難病連函館支部

◎は会長，○は副会長を示す。



第6期函館市障がい福祉計画

(令和3年(2021年)3月発行)

発行：函館市

編集：函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3263 FAX 0138-27-2770

